

播磨中央公園

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
1	管理水準書（本編12頁、資料編1頁） 資料集（6～13頁） サイクルステーションの取扱いについて	<p>1 管理水準書本編では、新たにサイクルステーションの記載があり「～指定管理者による利用促進事業もしくは収益事業を認める。ただし、管理内容については基本的にサイクルスポーツに資するものとし～」と明記されています。また、同資料編では主要施設欄に「サイクルステーション試走コース 施設面積 1,700㎡」と記載されています。けれども、サイクルステーションに関してはこれ以外に特段の記載はありません。</p> <p>※現在、サイクルステーションでは兵庫県北播磨県民局加東土木事務所と一般社団法人加東市観光協会の間で締結されている業務委託契約に基づいて、ロードバイクやクロスバイクのレンタル業務等が行われています（時間単位で有料。資料集の貸与備品及び物品一覧表は令和6年4月1日時点のものなので、当該ロードバイク等の記載がないのは理解できます）。</p> <p>2 これらのことから、「サイクルステーション前の試走コースは管理対象施設」「サイクルステーションを使用してサイクルスポーツに資する事業を行うことは可能」と読み取ることはできます。しかし、サイクルステーション（施設）の維持管理（物品含む）が指定管理対象であるかどうかは判然としません。また、サイクルステーション（施設及び物品含む）の維持管理に要する経費と、県が想定される運營業務とその経費が不明朗です。</p> <p>以上1、2より、以下についてご教示ください。</p> <p>① もしこれらが指定管理対象であるなら、これらの経費は指定管理料基準額に含まれているのでしょうか。</p> <p>② もしそうなら、現行の加東土木事務所と加東市観光協会が締結されている業務委託料相当額は考慮されているのでしょうか。もしこれらの経費が指定管理料基準額に算入されていないなら、増額措置されるべきであると考えます。</p> <p>③ サイクルステーション（施設等）が指定管理対象であるなら、具体的な管理水準や貸与備品及び物品の実態も明示いただく必要があると考えます。</p>	<p>① サイクルステーション及び試走コースについて、これらの維持管理費は指定管理料基準額に含まれています。</p> <p>② サイクルステーションの運営費については利用促進事業もしくは収益事業を想定しており、指定管理料に算入していません。</p> <p>今回公募において現在の業務を引継ぐ必要はなく、サイクルスポーツに資する中で自由に利用促進事業もしくは収益事業の実施を検討していただければと思います。</p> <p>③ ご指摘の内容について、管理水準に関する水準書の修正を行いましたのでご確認ください。（水準書P9、10、13）</p> <p>また、貸与備品及び物品についても、資料集の修正を行いましたのでご確認ください。（資料集P13、14）</p>
2	管理水準書（本編12頁、資料編1頁）、資料集（6～13頁）	<p>現在、播磨中央公園の管理事務所は、現指定管理者である兵庫県園芸・公園協会が都市公園法第5条の規定に基づく設置許可で設置している「さいくるらんど」の建物を管理事務所として利用していますが、本来、管理事務所は県により公園に整備されるべき公園施設だと認識しています。</p> <p>今後、管理事務所の県による新規設置予定又は現在管理事務所として使用している建物の改修を県で負担する等の予定はあるのでしょうか。</p> <p>現在の管理事務所建物は、築後46年が経過して老朽化が著しいため、新築又は早期の改修が必要な状態です。検討いただく必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘の通り、播磨中央公園のさいくるらんど及び管理事務所は（公財）兵庫県園芸・公園協会の設置許可施設であり、貸借条件は「R6 播磨中央公園サイクルランド貸借条件」に記載の通りとなります。</p> <p>現在のところ、管理事務所の県による新規設置予定又は現在管理事務所として使用している建物の改修を県で負担する等の具体の計画はありません。</p> <p>ただし、今後リノベーション計画の更新と合わせ管理事務所の設置に向けて検討を進めていきたいと考えています。</p>